

確定申告会場は、2月16日（金）から開設します

確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの方は、原則、
ご自身のスマートフォンにより、申告書の作成を行っていただきます。

所得税 ・ 贈与税の申告と納付は **令和6年3月15日（金）**まで
個人事業者の消費税の申告と納付は **令和6年4月 1日（月）**まで

◆◇ご来場の際は次のものをお持ちください◆◇

- ① 源泉徴収票などの確定申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード
- ③ マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワード
 - ・利用者証明用電子証明書（数字4桁）
 - ・署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）
- ④ マイナポータルアプリ

※ 事前にマイナポータルアプリをインストールしていただくとスムーズに申告相談を行えます。



iPhoneの方 Androidの方



! 会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることもあります。

配付方法

- ・LINEアプリによる事前発行
(来場希望日の10日前から申込可能)
- ・会場で当日配付



「国税庁」LINE公式
アカウントを友だち追加♪

【確定申告会場】

会場

諫早税務署
諫早市永昌東町25番45号

期間

令和6年2月16日（金）
～令和6年3月15日（金）

※ 土・日曜日・祝日は休みとなります。

受付

午前9時～午後4時



税理士会が行う無料申告相談センター ＜九州北部税理士会による税務支援事業＞

会場

長崎サンプリエール
長崎市元船町2番4号
※ 専用の駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

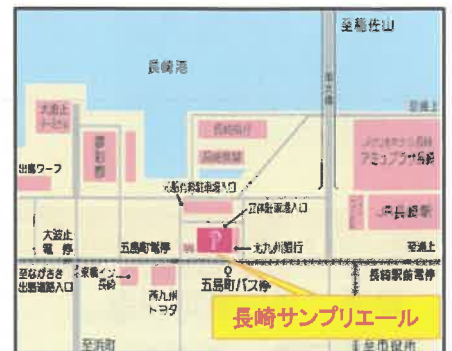
期間

令和6年2月1日（木）～2月2日（金）

受付

午前9時～午後3時 ※最終日は午後2時まで
(早めに受付を終了する場合があります)

- ※ 次に該当する方のご相談には対応していません。
- ・当会場でのご相談が、今年で3回目以上の方（事業所得・不動産所得のある方）
 - ・消費税の還付申告をされる方
 - ・前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える方
 - ・前々年分の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が600万円を超える方
(前々年分の事業所得・不動産所得が300万円を超える方)
 - ・給与収入800万円・年金収入600万円を超える方又は高額な配当収入がある方
 - ・土地・建物等及び株式等の譲渡所得や暗号資産・FXの取引がある方
 - ・相続税・贈与税の申告又は相談を行う方
- 以上のほかにも、高額な所得と判断された方は相談をお断りすることがございます。
- ※ お越しいただく際には、前年の申告書の控えを併せてご持参ください。



ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます

国税相談専用ダイヤル
(0570) 00-5901
又は
諫早税務署
(0957) 22-1370

【開設期間：令和6年1月16日（火）～3月15日（金）】

所得税・消費税・
贈与税の確定申告
に関するお問合せ

「0」番を
プッシュ

【確定申告テレホン
センターの担当者
におつなぎします。】

※税務署からの照会やお尋ね、納付に
関するご相談など、税務署へご用のある
方は、諫早税務署に電話して、音声案内
「2」を選択してください。

自動入力！自動計算！自宅から！



手間いらず！ スマホでスマートに確定申告！

※令和5年分（令和6年1月以降）から

スマホでも！

パソコンでも！

マイナポータル連携で確定申告書に自動で入力！

収入関係

NEW

給与所得の
源泉徴収票 ※

公的年金等の
源泉徴収票

株式の特定口座

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

住宅ローン控除関係

NEW
社会保険（国民年金保険料・国民年金基金掛金）

NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金

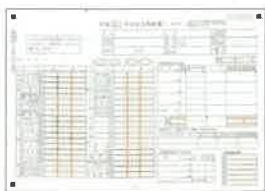
NEW

！ マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」でご確認ください。



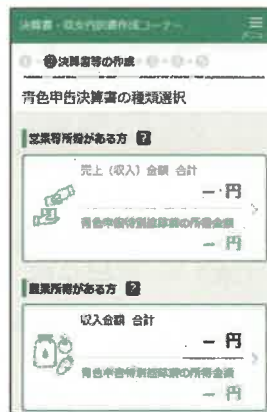
スマホから！

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能！



スマホなら♪
簡単入力！自動計算！

決算書作成後、
消費税申告書も
作成可能♪



困ったときはこちらで解決！

動画で見る確定申告



申告書の作成方法などを動画でご案内！

確定申告 動画



チャットボットでの相談



ご質問を入力いただければ、AIを活用した「[税務職員ふたば](#)」が回答！

税務職員ふたば

確定申告書の作成はコチラから

スマホの方→



パソコンの方→

作成コーナー







確定申告は 自宅で 出来ます!



さらに!

 マイナンバーカード × マイナポータル で 
医療費 や **ふるさと納税**、**給与所得の源泉徴収票** 等
のデータが自動入力!

マイナポータル連携については、裏面をチェック



福岡国税局・税務署

マイナンバーカード×マイナポータルと連携

マイナポータル
連携の詳細は
こちら

確定申告書に自動入力



ご利用のメリット!

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます(マイナポータル連携)。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before



書面の控除証明書等を...

- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

BEFORE

AFTER

After



全部データで完結するから...

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら!

収入関係

- NEW! 給与所得の源泉徴収票※
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座

給与情報のマイナポータル連携に係る特設ページはこちらから



控除関係

- ・ 医療費・ふるさと納税
- ・ 生命保険・地震保険
- ・ 社会保険 (国民年金保険料、国民年金基金掛金)
- NEW! NEW! iDeCo・小規模企業共済掛金
- ・ 住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です(「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります)。

確定申告書の作成

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを利用して確定申告書を作成できます。

作成コーナー

確定申告書等作成コーナーはこちらから

